

地域生活支援拠点等の整備について

1 趣旨

地域生活支援拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、様々な障がいに対応できる専門性を有し、地域生活において障がい者等やその家族の緊急事態への対応を図るもの。

2 目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- (2) 体験の機会の提供を通じて、生活の場の移行を支援する体制を整備
⇒ 障がい者等の地域での生活を支援する

3 地域生活支援拠点等に必要5つの機能

- (1) 相談
コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入
短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場
地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成
医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり
コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

4 地域生活支援拠点等と青森市障がい福祉計画の関係

(1) 第5期計画

「平成32年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも一つ整備すること」を成果目標としている。

(2) 第6期計画案

国の基本指針に基づき、「令和3年度から5年度において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する。」ことを成果目標としている。

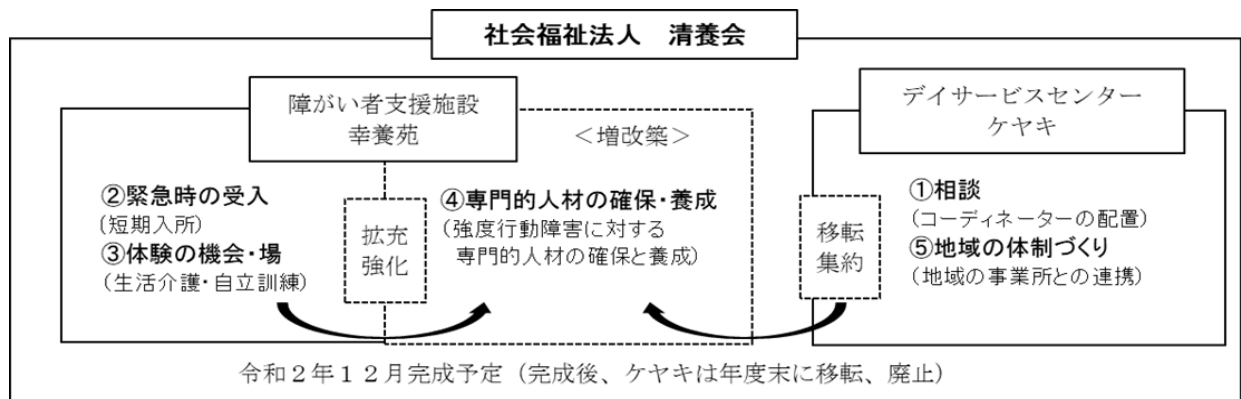


「青森市障がい者自立支援協議会」を地域生活支援拠点等の運用状況の報告及び検証の場とする。

5 地域生活支援拠点等の整備に向けた事業者の取組状況

平成29年度、市内全障害福祉サービス等の事業者に意向調査を行ったところ、社会福祉法人清養会からのみ取り組みたい、との意向が示された。

平成31年度から清養会は「障がい者支援施設 幸養苑」の増改築を行い、「緊急時の受入・体験の場」の機能強化を図るとともに、別事業所で行ってきた「相談」機能を移転する形で、地域生活支援拠点等に必要な5つの機能が1つの事業所に集約された多機能拠点を整備しているところ。



【地域生活支援拠点のイメージ図】

6 スケジュール

- ・ 令和3年4月1日 社会福祉法人清養会における地域生活支援拠点の運用開始